

令和6年度 消防設備士講習案内

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定による工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次により実施します。

1 受講対象者

消防設備士免状の交付を受けている者

2 受講期限（消防法施行規則第33条の17）

当該消防設備士免状の交付を受けた日以後の最初の4月1日から2年以内に講習を受け、その後も前回講習を受けた日以後の最初の4月1日から5年以内ごとに当該講習を受けなければならない。

※受講期限内に受講しない場合は、免状返納命令の対象となることがあります。

3 講習区分・講習対象、開催日、講習会場

講習区分／講習の対象となる消防設備士免状の種類	開催日	講習会場
消火設備 甲種 第1類 第2類 第3類 乙種 第1類 第2類 第3類	令和6年 11月 12日（火） 令和6年 11月 20日（水）	埼玉県 県民健康センター さいたま市浦和区仲町 3-5-1
警報設備 甲種 第4類 乙種 第4類 第7類	令和6年 11月 6日（水） 令和6年 11月 13日（水） 令和6年 11月 19日（火） 令和6年 11月 22日（金） 令和6年 11月 28日（木）	
避難設備・消火器 甲種 第5類 乙種 第5類 第6類	令和6年 11月 8日（金） 令和6年 11月 15日（金） 令和6年 11月 26日（火）	

4 講習時間及び受付時間

講習時間 9:05 ~ 17:30（オリエンテーション、効果測定、免状の返却等を含む。）。

受付時間 8:45 ~ 9:00 ※時間内に受付を済ませられるよう、余裕を持ってご来場ください。

5 講習科目

(1) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項

(2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項

※講習終了後、択一式による効果測定を行います。


6 講習科目の一部免除（科目免除）

講習日の過去6ヶ月以内に他区分の講習（科目の一部が免除された講習を除く。）を受けている場合は、希望により科目の一部（前記「5 講習科目（1）」）免除が可能です。

※該当者受付時間 12:00 ~ 12:20

7 受講申請方法 (1)、(2)いずれかの方法で申請してください。

- (1) 電子申請 (埼玉県電子申請・届出サービス)
- (2) 書面申請


(1) 電子申請	(2) 書面申請
<p>県ホームページ (以下の URL 又は QR コード) から「埼玉県電子申請・届出サービス」にアクセスし、申請してください。</p> <p>電子申請・届出サービスの申込 URL は、申請受付開始日の 1 週間前を目安に公開します。</p> <p>https://www.pref.saitama.lg.jp/a0404/yobou/setubisikosyu02.html</p>  <p>※同一の講習日・講習区分に対する申請に対して、1つのメールアドレスで複数の登録を行うことができません。</p> <p>※申請時に登録するメールアドレスによっては、迷惑メール対策により電子申請・届出サービスからの連絡メールが迷惑フォルダに振り分けられることがあります。メールアドレス登録時に、注意事項に記載されたアドレスを受信できるように設定するようお願いいたします。</p> <p>※電子申請に関する問い合わせは、埼玉県危機管理防災部消防課予防担当 (TEL : 048-830-8161) まで。</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>消防設備士の免状をよく見て、間違いや抜けの無いように、よく確認してから申請を完了してください。</p> </div>	<p>「申請書・受講票」太枠内をすべて記入し、郵送で申請してください。</p> <p>①申請書・受講票</p> <p>②写真 (縦 4 cm・横 3 cm)</p> <p>写真用印画紙を使用してください (コピー用紙不可)。写真の条件については「10 受講票について」で説明しておりますので参照してください。</p> <p>あらかじめ受講票に貼付して申請してください。</p> <p>③支払い済みの「納付書兼領収書」</p> <p>県指定の「納付書兼領収書」のみ受け付けます。一枚目の「納付書兼領収書」を申請書の裏面に貼ってください。</p> <p>④受講票返送用封筒 (切手貼付済み)</p> <p>長形 3 号封筒に、ご自分あての郵便番号を含む住所・氏名を記入し、切手を貼付してください。※返信用封筒に貼付する切手については、令和 6 年 10 月以降の料金を貼付してください。</p> <p>※複数受講の方は①から④を区分ごとに用意してください。</p> <p>※「6 講習科目の一部免除 (科目免除)」に該当する方は、免状の表と裏を A 4 用紙にコピーしたものを添付してください。</p> <p>①、② (①に貼付)、③ (①の裏に貼付)、④を以下の住所に郵送してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-17-21 高砂武蔵ビル 401 (一社) 埼玉県消防設備協会 「設備士講習担当」</p> </div> <p>* 郵送は簡易書留、レターパックプラスなどの配達証明ができる郵送手段をお勧めします。</p> <p>※講習案内、申請書・受講票は、埼玉県内の各消防本部にあります。事前に電話等で確認してから取りに行くようにしてください。</p> <p>また、(一社) 埼玉県消防設備協会のホームページからもダウンロードできます。</p> <p>https://www.saisho.jp/course-guide/equipment/</p>

(1) 電子申請	(2) 書面申請
	<p>※申請書に不備があった場合は完備されてからの受付となります（席は確保されません。）。</p> <p>※記入方法についての問い合わせは、（一社）埼玉県消防設備協会（TEL：048-864-8381）まで</p>

8 受講手数料 7,000円（非課税）

(1) 電子申請	(2) 書面申請
<p>電子申請・届出サービスから申請後、手数料支払方法の案内メールに従って支払いをしてください。支払い方法は「クレジットカード」又は「ペイジー」です。</p> <p>なお、納付期限までにお支払いされない場合、その申請は無効となり受講できなくなりますのでご注意ください。</p> <p>※電子申請に関する問い合わせは、埼玉県危機管理防災部消防課予防担当（TEL：048-830-8161）まで。</p>	<p>「納付書兼領収書」を使用し、金融機関窓口で納付してください（一枚目を申請書裏に貼付していただきます。）。</p> <p>納付可能な金融機関については以下の URL で確認できます（又は「埼玉県公金を納入できる金融機関について」と検索してください。）。</p> <p>https://www.pref.saitama.lg.jp/a1201/kinyukikan.html</p> <p>納付書が足りない方は（一社）埼玉県消防設備協会までお問い合わせください（TEL：048-864-8381）。</p> <p>受講料の納付全般についてのお問い合わせは、埼玉県危機管理防災部消防課予防担当（TEL：048-830-8161）まで。</p>

9 申請受付期間

(1) 電子申請	(2) 書面申請
<p>令和6年8月27日（火）～9月5日（木）（先行受付）</p> <p>県ホームページ（以下の URL 又は QR コード）から埼玉県電子申請・届出サービスにアクセスし、受講する講習日・講習区分ごとに申請していただきます。電子申請は先着順です。</p> <p>受付期間内であっても定員に達した場合受付を終了いたします。</p> <p>https://www.pref.saitama.lg.jp/a0404/yobou/setubisikosyu02.html</p>  <p>※電子申請に関する問い合わせは、埼玉県危機管理防災部消防課予防担当（TEL：048-830-8161）まで。</p>	<p>令和6年9月17日（火）～9月27日（金）（電子申請優先）</p> <p>受付期間より前に送られた申請書は返送いたします。返送にかかる郵送料は申請者にご負担いただきます。</p> <p>受付期間内であっても定員に達した場合受付を終了いたします。</p> <p>受付を終了した講習日は（一社）埼玉県消防設備協会のホームページに掲載いたします。</p>

10 受講票について

(1) 電子申請	(2) 書面申請
<p>受付期間終了後9月末頃に、電子申請・届出サービスに受講票をアップロードします。アップロード</p>	<p>申請時にあらかじめ受講票に写真を貼付してください（縦4cm、横3cm、裏面に氏名を記入）。</p>

(1) 電子申請	(2) 書面申請
<p>時には県から受講者宛てにメールを送付します。</p> <p>県のメールに記載の URL より受講票をダウンロード・印刷（A4のコピー用紙）し、縦4cm、横3cmの写真を貼付した受講票を講習日に持参してください（貼付する写真については、以下の「(1)電子申請、(2)書面申請共通」を参照してください。）。</p> <p>※講習日当日、受講票不備（受講票の忘れ、写真未貼付等）の方は受付できません。 会場では印刷・コピーはできません。</p> <p>※受講票のアップロード時期は変更する場合がございます。</p> <p>※受講票のダウンロード等電子申請に関する問い合わせは、埼玉県危機管理防災部消防課予防担当（TEL：048-830-8161）</p>	<p>※貼付する写真については、以下の「(1)電子申請、(2)書面申請共通」を参照してください。</p> <p>受講票は受付期間終了後に発送します。お手元に届きましたら、講習日、受講番号、氏名、写真の貼付を確認し、講習日当日持参してください。</p> <p>※講習日当日、受講票不備（受講票の忘れ、写真未貼付等）の方は受付できません。 会場では印刷・コピーはできません。</p> <p>※ご不明な点は（一社）埼玉県消防設備協会までお問い合わせください（TEL：048-864-8381）。</p>
(1)電子申請、(2)書面申請共通	
<p>【受講票に貼付する写真について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 6か月以内に撮影したもので、枠・余白なし縦4cm、横3cmのもの ◆ 正面からの上三分身像で、顔がはっきりわかり、無帽（宗教上又は医療上の理由により、顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う場合を除く）、無背景のもの ◆ 印画紙又は写真用紙を使用したものに限り（カラーコピー不可）。 <p>※ 上記の事項に適合しない場合は再提出していただきます。</p>	

11 その他

- ・ 受理した受講申請書及び受講手数料は返還いたしませんのでご了承ください。
- ・ 遅刻（交通機関の遅れも含む）、早退は原則認められません。
- ・ 講義中の携帯電話やパソコン等の電子機器の使用、テキスト以外の本や雑誌の読書及び居眠り等の迷惑行為を行った場合は講習修了と認められない場合があります。
- ・ 講習テキストは講習当日受付でお渡しします。
- ・ 受講申請書に記載された個人情報、名簿等及び講習履歴等データベースの作成、本講習に関するサービス等に使用します。
- ・ 講習開催日に災害等が発生し開催会場の使用が困難な場合、講習を中止又は延期いたします。その際は、（一社）埼玉県消防設備協会のホームページ等でお知らせします。

問い合わせ先

電子申請全般、受講料の納付について

埼玉県危機管理防災部消防課予防担当 TEL：048-830-8161

書面申請の方法について、講習日当日について

（一社）埼玉県消防設備協会 TEL：048-864-8381